



あなたが輸入する貨物、本当にEPAを利用できますか？

通販貨物や個人輸入貨物へのEPA利用

EPAを利用すると、あなたが輸入する通販貨物等の関税が安くなる場合があります。

ただし、貨物がEPAのルールを満たすこと(=原産品であることを)確認しましょう。原産品でないと、EPAの利用が認められません。

例えば ~日EU・EPAを利用して、国際宅配便で貨物を輸入するAさん・Bさんの場合~

EUから輸入する時は、日EU・EPAが使えて**関税が安くなる**んでしょ？



輸入者
Aさん

日EU・EPAを利用するためには、
輸入する貨物が**EUの原産品**であることを確認する必要があります。

日EU・EPAのEPA税率の利用には、輸入する貨物が日EU・EPAのルールを満たすこと(=「EUの原産品」であること)が必要です。EUから輸入した貨物やEU域内で生産された貨物が、必ずしも「EUの原産品」と認められるわけではないことにご注意下さい。



税関職員

EUの原産品かどうか確認していないけど、
とりあえず輸出者から証明書類を入手できたから、**日EU・EPA**を利用できるよね？



輸入者
Bさん

EUの原産品でないことが判明した場合、EPA税率の利用が認められず、
不足税額を納付する必要があります。

日本税関は輸入通関後の確認(事後確認)を実施しています。たとえ税関へEUの原産品であることの証明書類を提出したとしても、実際には貨物が「EUの原産品」でないと判明した場合には、日EU・EPA税率の利用が認められず、不足税額を納付する必要があります。

※EU側の輸出者から「EUの原産品」であることを裏付ける情報を入手できない場合でも、輸出者から入手した証明書類を根拠に、日EU・EPA税率を利用した輸入申告を行うことはできません。



税関職員

詳しくはこちら！

EPA利用のステップ

1

EPA税率が
設定されているか確認

日本は様々な国とEPA(経済連携協定等)を締結しています。
輸入予定の貨物が利用するEPAの対象か(その貨物の品目に対し、通常の関税率より低いEPA税率が設定されているか)を確認します。

2

原産地規則を
満たすことを確認

EPAに定められている原産地規則を確認し、貨物がそのEPAの原産地規則を満たすこと(=原産品であることを)確認します。

3

原産地手続を
税関に対して行うこと

EPAの原産品であることを証明した書類を、税関に提出します(ただし、少額貨物など、提出免除となる場合を除く)。また、税関による事後確認が行われる場合があります。



EPA(経済連携協定)の
利用に向けて
~原産地規則~
(YouTube「税関チャンネル」)

お問合せ先は
こちら



税関
Japan Customs